

太陽光発電設備の適正な設置等に関する協定書（ひな形）

〇〇（以下「甲」という。）と【事業者名・代表者の職氏名】（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（令和 7 年飯塚市条例第 16 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第 1 条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業（以下「事業」という。）を実施するものとする。

事業の種類	太陽光発電事業
事業地	飯塚市〇〇〇〇〇〇番 外〇〇筆
事業面積	〇〇平方メートル
事業規模	〇〇キロワット

（甲乙の協力）

第 2 条 甲及び乙は、事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（維持管理）

第 3 条 乙は、災害の発生及び生活環境の保全に支障が生じないように、法令等に基づき、事業地内を適正に維持管理するものとする。

（補償の責任）

第 4 条 乙は、事業に起因して甲に損害を与えた場合は、速やかに復旧措置等を講じるとともに、損失の補償について誠実に履行しなければならない。

（撤去及び処分等費用の確保）

第 5 条 乙は、事業終了後の撤去及び処分を確実に実施するため、継続的に資金の積み立てを行うものとする。

2 乙は、前項に規定する積み立て計画について、あらかじめ甲に報告するとともに、積み立て状況についても定期的に甲に報告するものとする。

（事業終了後の処置）

第 6 条 乙は、事業を終了する場合は、あらかじめその旨を甲に通知し、法令等に基づき、撤去及び処分等を行うものとする。

(権利譲渡)

第7条 乙は、事業にかかる権利を第三者（以下「承継者」という。）に譲渡するときは、事前に承継者に本協定書を提示し、協定を遵守する旨の書面を甲に提出させるものとする。

(協定書の存続)

第8条 本協定書は、協定の締結日から第6条に従った撤去及び処分等の完了まで効力を有するものとする。

2 甲及び乙の代表者に変更が生じた場合においても、本協定の効力は存続するものとする。

3 相互の連絡体制に変更が生じた場合は、速やかに相手方に変更内容等について通知するものとする。

(疑義等の処理)

第9条 甲及び乙は、本協定に関して疑義が生じた場合、又は、本協定の履行に関して必要が生じた場合は速やかに協議し、協議を通じて円満に解決できるよう努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所

職氏名 ⑩

乙 住 所

事業者名

職氏名 ⑩

(※注意) 本協定書（ひな形）はあくまでも一例です。このひな形を参考に、地域の実情等に応じて協定書を作成してください。